

「自治基本条例」に係る個別項目の検討

整理番号	項目名
12-1	改正等/改正手続

■項目の趣旨

○この条例の改正手続について明らかにするもの。

※今回の議論の結果を受けて再検討

■市民会議の考え方

○市民フォーラムでの素案（案）
（自治基本条例の最高規範性、改正手続 - 改正手続）
・自治基本条例の改正手続を制度化しなければならない。

○市民会議の思い
（自治基本条例の最高規範性、改正手続 - 改正手続）
・自治基本条例は市民の行動を規制する条例ではなく、市民の権利を保障する条例である。憲法にも改正手続が規定されているように、自治基本条例は未来永劫不変のものではなく、時代や情勢の変化に応じて、臨機応変に改正ができることが重要である。
・改正の手続の仕方を明確にしておく必要がある。

○これまでの代表者会・市議会の意見
・資料10～資料13を参照



■今後の検討課題・論点等

○制定目的や条例の目指すべき姿を考慮した上で、どのような改正手続が必要と考えるか。

※資料9に基づく議論を踏まえて検討する必要がある。